

## 山形県企業局特定事業主行動計画に係る実施状況及び 女性の職業選択に資する情報の公表について

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「法」という。)第15条第6項に基づく実施状況の公表及び法第17条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表については、以下のとおりです。

### 【1 取組状況】

実施時期	取組内容
平成28年7月	平成28年度企業局特定事業主行動計画推進委員会の開催 ・ 特定事業主行動計画の概要等の説明 ・ 今後の取組みについて
平成28年10月	子育て“とっきゅう”便 <sup>※</sup> の開始(マニュアル策定)
平成28年10月	山形県庁版女性職員ロールモデル集の掲載ホームページを職員へ紹介
平成29年4月	企業局ワーク・ライフ・バランス推進委員会の設置 ・ 従来の企業局特定事業主行動計画推進委員会を改組し、特定事業主行動計画に掲げる取組みを始め、職員のワーク・ライフ・バランス等を効果的かつ総合的に推進する組織として位置付け。
平成30年7月	「イクボス虎の巻 <sup>※</sup> 」を所属長等に配布
随時	職員を対象とした子育てに関する講演会等を周知

#### ※ 子育て“とっきゅう”便

山形県企業局特定事業主行動計画に掲げる取組みの1つ。子どもが生まれた職員に、職員に男女の別なく子育てに積極的に関わることの大切さを認識してもらうこと及び仕事と家庭の両立のために特別休暇(=特休：“とっきゅう”)等を効果的に活用してもらうことを目的として、「イクボス」である所属長自らが、子どもが生まれる予定の職員に対し、「子育て支援ハンドブック」や「パパ/ママ子育て計画書」を添えた「激励メッセージ」を“速やかに”直接渡して伝える取組み

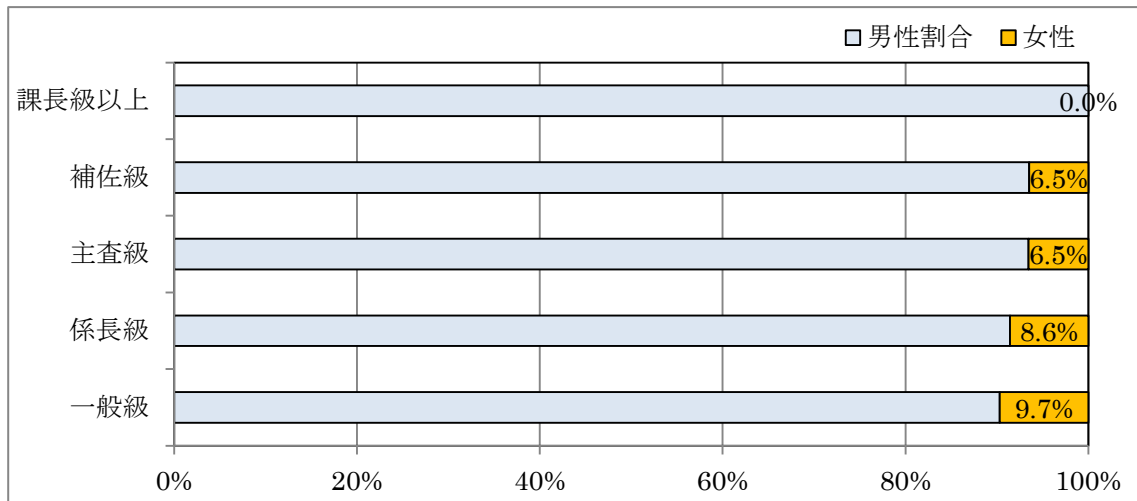
#### ※ イクボス虎の巻

育児・介護など多様な事情を抱えた職員一人ひとりが、仕事と家庭生活を両立しながら能力を発揮できる職場環境をつくるために、イクボス(=「職場で共に働く部下のワークライフバランス(仕事と生活の両立)を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司(管理職)’)としてどのように取り組んでいくべきか、そのヒントをまとめたもの

## 【2 実績等】

### ①各役職段階の職員の女性割合

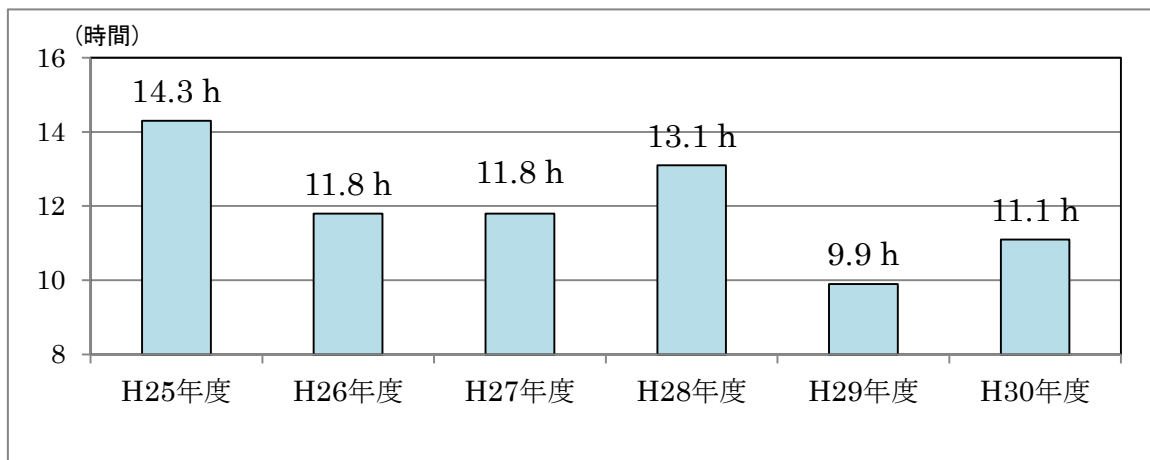
《職位別・女性職員割合（企業局）H314.1時点》



※技能労務職員は除く。

### ②超過勤務の状況

《超過勤務の推移（企業局、一人当たり月平均）》



### ③男女別の育休取得率、男性の配偶者出産休暇等の取得率

平成 32 年度までに達成する目標

- 男性職員の育児休業取得率：20%以上  
※ 計画策定時 平成 26 年度：0.0%
- 男性職員の妻の出産時の子育て休暇（育児参加休暇）全員取得  
※ 計画策定時 平成 26 年度：75.0%

《育児関係休暇等制度の取得状況（企業局・H30年度）》

制度内容		取得者数	取得率	平均取得日数(日)	
育児休業	子が3歳に達するまで	女性	0人	0.0%	0日
		男性	0人	0.0%	0日
配偶者出産休暇	出産前1週～出産後2週の間最大3日	男性	3人	75.0%	2.3日
育児参加休暇	出産後8週までの間最大5日	男性	2人	50.0%	3.7日